

住宅系指定区域における開発行為等の審査基準

1 開発面積3,000㎡以上の宅地分譲等を認める場合の審査基準

- ・審査基準1 開発区域内の道路を通り抜けられる道路にすること。
- ・審査基準2 周辺住民へ説明会を開催すること。
- ・審査基準3 開発区域面積の3%以上の公園等を整備すること。

ただし、近隣に公園等がある場合、児童遊具施設等の寄付等の措置を講じる場合又は、市が必要ないと認めた場合はこの限りではない。

2 開発面積3,000㎡以上の共同住宅を認める場合の審査基準

- ・審査基準1 周辺住民へ説明会を開催すること。
- ・審査基準2 開発区域面積の3%以上の公園等を整備すること。

ただし、近隣に公園等がある場合、児童遊具施設等の寄付等の措置を講じる場合又は、市が必要ないと認めた場合はこの限りではない。